

令和6年度 厚木市障害者協議会 第2回 居住支援プロジェクト

日 時	令和7年2月21（金） 14：00～16：00	
場 所	アミュースタジオ	
出席者	愛光病院 厚木佐藤病院 トライフィールドリぶあ一つ さんぽみち 厚木市障がい福祉課障がい者支援第一係 厚木市生活福祉課 厚木市健康医療課 健診・予防係 事務局 厚木市障がい福祉課 障がい者基幹相談支援センターゆいはあと	
1 開会		
・配布資料確認		
・令和6年度委員及び事務局メンバー 出欠確認		
（1）令和6年度の取り組み内容と経過報告について		
○支援者向けの出張講座について		
（報告者：障がい者基幹相談支援センター 資料：出張講座報告書）		
相談支援従事者初任者研修のインターバルで来られたグループホームからの相談についてである。相談内容としては、①20代の男女の恋愛関係についてどう支援を行えば良いのか、②グループホームから自立するための準備について③入居者の一人が2月に一人暮らしを始める予定である。その以降の支援はどうしたら良いかという内容だった。グループホームからの相談だったので講師をトライフィールドリぶあ一つにお願いした。		
グループホームには2DKの部屋が5部屋あり、現在10名の方が入居されている。同じグループホームではないが、職場が同じなため、仕事でも距離が近くて、他の利用者から、仕事とプライベートは、分けて欲しいと意見が上がった。隠された関係のため、支援者と早く話せる関係を作った方が良い。交際なので、性教育を教えてくれる機会は無いかと聞かれた。付き合っている二人を対象とするのではなく相手がいるいないに関わらず、全員に勉強の機会があるといいと意見を頂いた。		
りぶあ一つは、7名が入居。月1回は、スタッフも含めて全員で、スタッフの不在時に災害が起きた時の対応やゴミの出し方など、月ごとにテーマを決めて、ミーティングを行っている。集団生活なので、ルールもそこで確認していると伺い、職員の話し合いはあるが、メンバーの話し合いはないので、そういう機会があると良いという返答だった。		
②については、『一人暮らしをはじめよう』の冊子をもとにご説明頂いた。金銭管理についての相談で、おこづかいがなくなると本人が要求してどんどんお金を渡してしまう親がいる。どこまで制限したら良いかについては、入居する前に1ヶ月どのくらいかかるか、書き出して、親とおこづかいの金額を話をして決めた方が良いと助言を頂いた。地域のゴミ出しについては、『ここには出さないで欲しい』と自治会の方から言われていて、事業ゴミとして出しているが結構な負担額である。自治会長にも話をしたが、トラブルになるので、これ以上は言っていないという話であった。		
また、今入居している61歳位の男性で、以前は、外出して余暇を楽しんでいたが、年に1、2回は迷子になっていた。脳の検査をしたところ、側面が白くなっていた。意欲も低下していて、携帯		

電話の利用も苦手、脳出血の後遺症もあるため、発語も難しい。入居時は、ケアマネがついていたが、サービス付高齢者住宅を拒否し、障がい者のグループホームに入居。援護地が市外で、ケアマネとも疎遠である。

このケースに関しては、今後のためにも、支援センターやケアマネを付けた方が良い。家族とも相談し、いろいろな相談場所に声をかけて、本人の応援団を増やしていく。りぶあ一つでは、ここまでは、見られると一定の線引をしていると助言を頂いた。

③のグループホームから一人暮らしを始めた後の支援については、『グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実』が本年度から制度ができたので、活用できると良いと説明させていただいた。

・トライフィールドりぶあ一つ

最初依頼を受けた時は、グループホームから自立するための準備についてと言うざっくりとした内容であったが、話をしていくうちに困りごとが沢山出てきた。いろいろなことに困っている現状の中で困った時にどこに相談するのか、解っていない状況である。グループホームで何とかしようという感じがする。グループホームもそうだが、一人暮らしをする人も含めて、応援団という形でたくさんの応援できる人を増やしていけると良いと話をした。61歳のケースがかなり困っている状況だが、どこにも相談できていないようだったので、一度どこかに相談してはどうかと助言をした。

自分のグループホームのやっていることを他のグループホームに話すのは、初めてだった。当たり前で行っている入居者の集まりや、入居する前のしおりを可視化しているが、そういうのもこのグループホームになかったのも、意外と自分のグループホームが行っていることが、他のグループホームで当たり前でないとわかり、他のグループホームや施設でたくさん困っていることがあるんだろうなと正直思った。

・今回は、事務局が出張講座があるとAグループホームに投げたら、Aグループホームからやって欲しいという事だったのか。(障がい福祉課)

⇒そういう事である。今回の出張講座の申し込みは、Aグループホームの管理者が、相談支援従事者初任者研修の一環で基幹で面談した際に、グループホームの困りごとの話があり、出張講座に繋がったものである。それとは別に、昨年の秋にグループホーム連絡会で出張講座のご案内をしたが、話しただけでは、なかなか問い合わせが来ない。そこでチラシを持って、個別にグループホームを訪問することで、個別のケースの話やいろいろな困り事が出てくる。これからいろいろな場面や個別にグループホームを廻りながら、出張講座が必要であれば、こちらからアプローチをして、来年度も進めて行きたいと思う。

(障がい者基幹相談支援センター)

・グループホームの職員の人数やスキルのなところがあると思うが、新しいグループホームなど、グループホームの中で入居者のことで、ケース会議等が行われてないのではないかな。そこまでできていないのではないかな、だからこそ、どこに相談したら良いか、誰に相談したら良いかわからないと言うような感じだと思う。今回りぶあ一つさんが講師で行き、こういう事を行うことで新しい風が入り、よりよくなると良い。(障がい福祉課)

・ここで性教育の話が出た。利用者が若いので、職員と利用者向けに、性教育の話ができる人はいないのかと聞かれた。持ち帰って、相談すると伝えた。健康医療課に伺う。

(障がい者基幹相談支援センター)

⇒自分は、自殺対策であるが、昔母子保健でも仕事をしていた。性教育だと対象にもよるが、県の方が、知的障がいの方を対象に、性教育をされていたと聞いたことがある。上司にも相談し、出来るかどうか確認する。(厚木市健康医療課)

・グループホーム内でも困りごとを話せない、話せる雰囲気ではないと言うグループホームがあるようだ。外の風を入れるのは大事な事である。市内で、精神障がい者だけのグループホームは、

ヴァルトハイムやりぶあ一つだけだと思う。今回のグループホームは、精神障がいの方のグループホームなのか。(さんぽみち 司会)

⇒そこは、垣根はなく軽度の精神障がいや知的障がいのある一般的なグループホームである。

(障がい者基幹相談支援センター)

- ・課題は、対人関係、金銭管理とか性教育のところなど他障がいと共通するところもあれば、障がい特性のところ、対人関係のところが変わってきたりするが、来年も継続するのか？

(さんぽみち 司会)

⇒来年も継続する予定である。

(障がい者基幹相談支援センター)

- ・最初の聞き取りが大事である。何を聞きたいかはっきりさせる良い。身体障がいのこういう部分ということになると講師も違って来る。

(障がい福祉課)

⇒話をしていくうちにいろいろな困り事が出てきてしまうので、大枠的には、対象を絞らないと講師の方が、困ってしまう。

(障がい者基幹相談支援センター)

- ・グループホームで難しいのは、61歳の男性のケースだったり、他の援護地の他市のケースだったりするとなかなかわからないことがある。

(障がい福祉課)

- ・地域のゴミ出しについては、『ここには出さないで欲しい』と自治会の方から言われていて、事業ゴミとして出している。グループホームは、ゴミ出しができないので、自治会を退会しているが、市役所で相談できる窓口を教えて欲しい。

(障がい者基幹相談支援センター)

⇒自治会の事なら、**市民協働推進課(046-225-2141)**、ゴミの事なら、**環境事業課(046-225-2790)**である。

(障がい福祉課)

- ・2月5日の直後に別件でAホームの方が市役所に相談に来られて、今回の出張講座をきっかけにいろいろと聞いてみようと思われたのだと感じたので、是非取り組みを続けて行きたいと思う。

(障がい福祉課)

- ・今まで、社会福祉法人を中心に、グループホーム連絡会があったが、グループホームを分けて行うのではなく株式会社等のグループホームを含めて居住支援プロジェクトの中の傘下として、来年度も引き続きグループホーム連絡会を行っていく形になったので報告させて頂いた。

(障がい者基幹相談支援センター)

- ・出張講座で使う資料について、前回修正が入った表題『こころの病い』⇒『精神疾患とは』に変更した。また、『自殺のサインと対応について』の資料(あつぎ保健福祉事務所提供)を追加した。

(障がい者基幹相談支援センター)

⇒『精神疾患とは』の文言については、最新の言葉に修正をすると伝えた。

(障がい者基幹相談支援センター)

○地域移行支援・地域定着支援の利用促進に向けた検討について

(報告者：障がい者基幹相談支援センター 資料：地域移行支援事業・地域定着支援事業)

厚木市には、指定一般相談支援事業所が4件あり、去年、意見交換会を行った際に、地域移行支援事業は、使いやすい事業なのかかわからないのでどんな制度か知りたいという意見があった。制度を知る事で、退院支援の選択肢の一つになると思い、制度の説明や必要な関係書類の資料を作成した。事業説明については、もともと厚生労働省のHPから抜粋したものである。それに支援をするため必要と思われるチェックリストやクライシスプラン、記入例と報酬単価についての資料をつけさせて頂いた。(資料説明)

⇒支援計画については、通常の福祉サービスを決定する時の内容より増えて来たりするので、

その点は、これを行う相談員は大変かなと思う。ケースによって、このサービスを使うのか、使わずに退院支援をしていくのか、その対象の方次第になっていくと思う。

(障がい福祉課)

- ・愛光病院は、病院CWが退院支援を中心に行う。話はそれるが、今年度から、始まった市長同意の方の、身寄りのいない方への訪問事業も範囲を広げて、市長同意でなくても良い。医療保護入

院の人でも良いと対象者に当たったが「話を聞いてもらってどうなるのか」と言われることや、しっかりした人ほど、「今のままで良いです。結構です」と言う人が多い。病状の重い実際には退院が厳しいと思うような方が「じゃ、俺も」と言うような感じになる。本来、制度の対象になる方が、利用しない。こういう説明や書類が多いと言葉は悪いが「うんざり」してしまう人があると思う。

(愛光病院)

- ・本年度の地域移行支援の件数は、精神だと2件である。別の市を入れたら3件である。

(障がい福祉課)

⇒これについては、皆様にご了解を頂いたら、完成版にして、来年度事業所連絡会で説明し、必要であれば、地域移行支援事業に乗せて下さいという形でご案内していこうと思っている。指定一般の申請もお願いしていきたい。

(障がい者基幹相談支援センター)

- ・厚木佐藤病院の対象者はいるのか。

(さんぽみち 司会)

⇒ほとんど高齢者なので、介護保険である。たまに、若い方でリハビリしに来るが、一人という方はあまりいない。だいたいご家族がしてくれる。

(厚木佐藤病院)

- ・前に保健所の方が都内の方の研修を受けた時に、その時は、ケースがあれば、地域移行支援事業だけでも採算が取れると言っていたが、そこがどういう運営をされているのかわからない。地域移行支援事業を単独で行っていれば採算が取れるのか。障がい者支援センターは、それだけではない。

(障がい福祉課)

- ・相談支援事業所で専門に地域移行要員をつけられれば、数も上がると思う。

(障がい者基幹相談支援センター)

- ・集中支援加算は、月6日以上面接をするとなっているが、病院に併設されているような相談支援事業所があればすぐに行けるのでできるのかも知れない。1人ではなく、対象者が5人、10人だったりするとそれだけでそこそこの金額になる。

(障がい福祉課)

- ・要件はないのか。

(厚木佐藤病院)

⇒指定一般の指定を取っているかどうかである。

(障がい福祉課)

- ・医療法人の相談支援事業所だと海老名市にある。地域移行支援事業は、たくさん受けているのか。

(さんぽみち 司会)

- ・県の保健所の会議でそんなに地域移行支援の数は上がっていない。前回の座間の資料も、令和4年、令和5年で座間市が5件、6件、令和2年、3年で1件ずつである。令和6年6月の時点では、1件である。実際に10件も20件も行っている自治体は近隣にあるのか。大和病院も相談を持っているのでどういう形で行っているのか。

(障がい福祉課)

- ・病院が持っている相談支援は、本来国の望むものではない。

(さんぽみち 司会)

- ・国は、社会的入院を減らしたいという気持ちがあつて、だからこそいろいろな方法を使いながら、病院から地域へと言うのが国の思っているところだと思う。

(障がい福祉課)

- ・先ほどの話に戻るが、グループホームの質と言うところは、なかなか難しいところがある。出張講座を使いながら、市内のグループホームの質を上げて行けると利用者のためにはなるのかなと思う。どういうサービスを使ったとしても、利用者のためになるのが一番良い。

(障がい福祉課)

- ・市外の病院が、地域移行の事業を利用して厚木市内のグループホームに退院した。その支援の依頼があつたが、その方が何を望んでいるのか、何が課題なのか良くわからなかった。とりあえずホームに繋いただけではないのかと思い、厚木市の方ではなかったので断った。相談支援の地域移行の質も考えなくてはいけない。

(さんぽみち 司会)

○厚木市居住支援協議会について

(報告者：障がい福祉課 資料：厚木市居住支援協議会のチラシ)

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が円滑に住居を確保し、安心して暮らしていくことが

できるよう、市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体が一体となって課題の解決に取り組む協議会である。市の住宅部局というのは、厚木市で言うと住宅課が、事務局となっております。この協議会は全国各自治体で設置をしている。厚木市については、令和5年3月30日に設立し、2年位経った。

構成員は、居住支援プロジェクトもメンバーも委員として参加している。本日欠席されている神奈川県宅地建物取引業協会県央支部、基幹相談支援センターゆいはあと、福祉総合支援課、生活福祉課、障がい福祉課が居住支援プロジェクトの中から参加をさせてもらっている。

活動内容としては、住まい探し相談会、ガイドブックの作成（協力不動産店ガイドブック、住まい探しの手引き）、研修会（貸主・不動産向け研修会7月、福祉関係者向け研修会10月、合同研修会1月）である。3つの研修会を行うことで、いろいろな関係者に参加をして頂いて、お互いに顔の見える関係を築いて、お互いに輪を広げて行くことを目的に活動しているところである。このほかに、協議会メンバーで集まって情報交換会を行っている。

令和6年度の新たな内容としては、貸主、不動産事業者向けガイドブックを本年度中に作成しホームページに掲載する予定である。もう一つは、居住支援協力不動産店の登録制度を令和6年10月から開始した。住宅課に居住支援の相談した時に、登録した協力不動産店に相談に来た方の情報を共有し相談者の住む場所を効率的に繋げる取り組みが始まっている。来年度の取り組みは、引き続き今年度の取り組みを行っていき、3月の情報交換会で、来年度の取り組みについて話し合う予定である。

（2）来年度の取り組み内容について

来年度に関しては、

- ・グループホームを訪問しながら、引き続き出張講座を行う。
- ・グループホーム連絡会を居住支援プロジェクトの傘の元で主導的に行う。
- ・地域移行支援・地域定着支援に関しては、制度の説明や必要な関係書類の資料をまとめさせて頂いて、来年度の相談支援事業所の連絡会で説明する。
- ・引き続き要配慮者を含めた居住支援協議会に委員として出席させて頂き、居住支援協議会と連携を図っていく。

3 その他

課題と感ずること

外国籍の方が増えてきている。保健予防課での措置入院の通報で、外国人が増えて大変。精神科病院での外国籍の方が増えた。言葉や文化の違いで、何ができるのか今後の課題となる。

（さんぽみち 司会）

- ・自立支援の申請が、以前より外国籍の方の申請がある。（障がい福祉課）
- ・全体的な増加にあわせて増えている位である。

言葉は、通訳ソフトで対応。通訳を連れてくる。知人である程度日本語の達者の人とくる。

（厚木市生活福祉課）

- ・通訳は、どこから見つけてくるのか。（さんぽみち）

⇒通訳は在留者のネットワークの関わりの方が多い。

（厚木市生活福祉課）

⇒通訳は、市の派遣ではなくて、民間の、もともといる人たちのネットワークである。市にも、曜日によって、通訳はいるが、一緒に来られるのは、そういう人達ではない。

（障がい福祉課）

⇒市役所で、通訳をする部署には、翻訳機がある。それを通して、意思疎通をしているようである。

（障がい福祉課）

- ・障がい者で生保の方が多いが、担当者の方から見て、障がいの方で、こういうところが困るので連携を取りたいと思うところはあるのか。（障がい者基幹相談支援センター）

⇒一番困るのは、グループホームを出たり入ったりする人。あちこちとグループホームを渡り歩く方が難しい。やっと落ち着いたと思ったら、グループホームでトラブルになり、親元にしばらく滞在しても親とトラブルになってどうにかならないかと言うことで転々とする。

(生活福祉課)

- ・グループホームの利用が難しい方が、相談によっては、グループホームがまた使えるのか。

(障がい者基幹相談支援センター)

⇒本人がグループホームを決めてきてしまう。相談支援も止めようがなかったりする。

- ・金銭管理は、どうか。生保支給日前に、お金が無くなり、電話も止められたり、食べ物が無いと言ってきたりする方がいる。

(障がい者基幹相談支援センター)

⇒生活保護の方の金銭管理は、こちらではできない。あんしんセンターを促す以外は、自己管理を促すしかないので、本当に困る。一時的な対応で食料の持ち合わせはあるが、常習的に利用されるようには、持っていきたくないので、対応が難しいところである。

(生活福祉課)

- ・現金で管理ができていた人が、au ペイとかで先のイメージが湧きにくいもので買えるようになり、とたんに崩れた人がある。生活保護なのにカードが作成できたりする。

(さんぽみち 司会)

⇒そういうのが入ってくると管理が難しい。買い物も携帯料金の請求に繋がるような物で買い物してしまったりする。家賃は代理納付制度があるのでそこを上手く使って欲しい。

代理納付制度は、基本的に家主さんからの請求である。途中からでも利用できる。家賃分を生活保護費として渡しているのが前提である。障害年金とか他に収入があって、家賃の分の支給する額がないと代理納付はできない。

(生活福祉課)

- ・今のところ、外国籍の方からの相談はない。この間、グループホームに入所されている方から、一件連絡があった。死にたいと訴えがあった。かなり切迫している状況であったので、かかっている医療機関や入所されているグループホームの管理者の方に、連絡を取り、グループホームに訪問。受診するように調整をして頂いた。1件あった。

死にたいと言っているけれど、よくよく聞いてみると、職場に行きたくないというところが本心だったりすることがあり、度々自殺未遂的な行動を取る。

(健康医療課)

- ・精神だけという人は少なく、内科疾患や、自殺企図でリハビリにきて、身体の自立ができない方が多いので、行先に困ってしまい、65歳を待つという方もいる。

いろいろなグループホームをはじからはじまで電話をしても、中々どちらかがはっきり診断されていないと無理、という感じである。グレーゾーンにいる方が困っている。介護保険になっても、「若いから」と言う理由で断られてしまう方もいる。精神の方は波があり中々安定しないため、長く入院されている方もいる。

(厚木佐藤病院)

- ・65歳になって、必ずしも介護保険に移行するわけでもなくて、今後ありうるのが、グループホームが65歳を超えたとしてもそのまま、同じグループホームに入る方も多いと思う。精神の方は、身体的な健康管理が苦手な方が多い。りぶあ一つも年齢が上がっていった時に、考えていかなくてはいけないと思う。

(さんぽみち 司会)

- ・現状64歳で、もうすぐ65歳を迎える方がいる。身体的なところや病状的なところを見て、本人と話をして、65歳になってもりぶあ一つを使い続けるのか、死ぬまで一生りぶあ一つにいるという事は難しいので、どこかのタイミングで介護保険に切り替わったりすることになっていくんだろうと思う。結局、周りの支援者とも含めて、65歳に向けて、少しずつ準備を進めている。成年後見制度の利用を考えたりする。身体的に衰えてきたときにこうなったらどうすると決めておくという感じになっている。元気なうちにやれるうちはやっいていこうという方向になっている。

(りぶあ一つ)

議事終了

さんぽみち 司会 ⇒ 障がい者基幹相談支援センターゆいはあと 総合司会

4 閉会

以 上